

令和 6 年第 3 回定例市議会追加提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

(9 月 1 3 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 5 3	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1

このほかの提出議案

議案番号 5 4 令和6年度藤井寺市一般会計補正予算（第5号）について

議案第 5 3 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）において、保険料の滞納により被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則規定が削除されることとなったため、本条例においても同様の改正を行うものである。

また、保険料の徴収猶予について、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて（令和 6 年 7 月 4 日付け保国発 0 7 0 4 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づいた対応ができるよう、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「6か月以内」の次に「（急患その他やむを得ない理由により保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として1年以内）」を加える。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

